

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約 80km、南北約 170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は 5,777.31km²（平成 23（2011）年 10 月 1 日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成 23（2011）年 10 月 1 日現在、1,848,107 人となっています。

また、平成 21 年の県土の利用状況は、森林が総面積の 64.3%を占め、以下農用地 10.7%、宅地 6.6%となっています。

図 1-1 人口・世帯数の推移

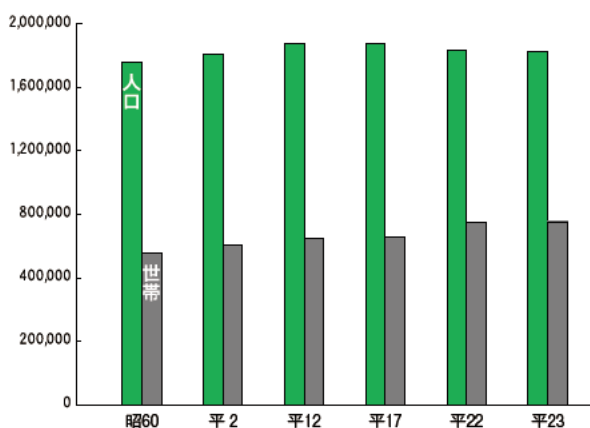
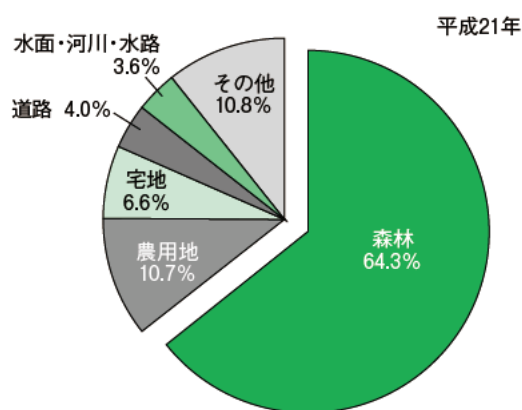


図 1-2 土地利用状況



2 環境問題の動向

(1) 国内外の情勢

氷河の後退など、急激に進む温暖化の影響が目に見える形で現れる中、地球温暖化に対する危機感は、かつてなく高まってきています。

平成 9（1997）年の京都議定書締結以降、世

界では地球温暖化防止に向けた対策が進められてきました。また、この間には、京都議定書終了後についても交渉が進められ、この期間の終了を目前に控えた平成 23（2011）年の気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）では、将来への道筋について合意がなされるなど、先進国だけでなく、発展途上国を含めたすべての国が参加する平成 32（2020）年以降の枠組みに向けての議論が進められています。

このように世界における今後の温室効果ガス排出量の削減に向けた対策は今まさに議論が行われているところですが、わが国においては、東日本大震災の発生と原子力発電所の事故によって、エネルギー確保のため温室効果ガスの排出量の増大が見込まれる中、これまでの環境負荷を減らすという観点からの取組だけでは、地球温暖化対策として十分とは考えられません。

これからは地球温暖化対策とエネルギー政策を一体的にとらえたり、低炭素をテーマとしたまちづくりやライフスタイルの転換を促したりするなど、多様な視点からの取組を進めるとともに、地球温暖化により生じる環境の変化への適応についても取り組む必要があります。

また、生物多様性の保全是、私たちの暮らしにも直結する課題です。わが国は世界に例を見ないほど美しい自然環境に恵まれ、数多くの動植物が生息・育成する豊かな国ですが、その一方で多くの資源を海外に依存しており、その結果、世界の生物多様性にも大きな影響を及ぼしていることを忘れてはなりません。

平成 22（2010）年 10 月には、今後の世界における生物多様性の方向性を議論する生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP 10）が日本で開催され、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書や、本会議以降の新戦略計画（愛知目標）が採択されました。そして、これに次ぐ生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）では、「愛知目標」達成に向け、途上国への支援を拡大させることが決定されました。

世界の人々が、生物多様性の保全に向けて大きな一歩を踏み出そうとしている今、私たち一人ひとりもまた、生物多様性に配慮した取組を進めていくことが必要となっています。

(2) 三重県の動向

三重県では、これまで、四日市公害への取組に

おける窒素酸化物等の「総量規制」や環境影響評価(環境アセスメント)、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境政策を実施してきました。近年では、地球温暖化や廃棄物の減量など新たな課題にも取り組んでいます。

こうした取組の結果、事業活動等に伴う環境負荷の低減については、一定の効果が認められていますが、一方では、自動車の排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、地域におけるごみの排出や暮らしに伴う温室効果ガスの排出など、私たち一人ひとりの生活に関わる身近なところでの環境負荷が課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成 23 (2011) 年 3 月には、新しい「廃棄物処理計画」を策定するとともに、平成 17 (2005) 年に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」の見直しを行い、また、平成 24 (2012) 年 3 月には、これまでの「三重県地球温暖化対策推進計画」に代えて、新たに「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、それぞれの取組の方向を明らかにしています。

自然環境の保全に関しては、人々の暮らしの変化の中で、身近な自然とのつながりが薄れたことによる里地里山の機能喪失や森林の荒廃、地域の生態系のバランスの崩れなどによる獣害の発生や広葉樹の立ち枯れの発生などが課題となってきています。また、昨年 9 月に発生した台風 12 号による紀伊半島大水害をはじめ、大規模な豪雨災害が多発していることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまで以上に森林の公益的機能を高める整備を進めていく必要があります。

そのため、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくことを目的とした「みえ生物多様性推進プラン」や、森林・林業を巡る社会情勢の変化に的確に対応し、三重県の森林づくりを進めていくため、「三重の森林づくり基本計画 2012」を平成 24 (2012) 年 3 月に策定しました。さらに、伊勢湾の再生など、三重県域だけではなく流域の地域全体で協働しなければ解決が難しい広域的な課題や、沿岸海域の環境保全など施策横断的な課題が発生しているほか、過去に不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障等の存在などの課題も残っています。

こうした中、平成 24 (2012) 年 3 月には、環境保全に関する総合的な方策として、新しい「三重県環境基本計画」を策定し、従来からの環境施策に加え、県が主体となって新たな環境問題に対す

る取組を進めるとともに、自らが率先して環境の保全に努めていくという方向性を明らかにしました。

三重県では、県民一人ひとりをはじめ、事業者や NPO など、さまざまな主体による環境保全のための個々の自立的な行動や取組を支援するとともに、各主体間の連携を図る取組を一層進めていきます。

3 環境政策の指針

(1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念や、県・事業者・県民の責務、県と市町との協働を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めています。

<基本理念の 4 つの項目>

- 良好な環境の確保と将来の世代への継承
- 持続的発展が可能な社会の構築
- 生態系の均衡の保持、やすらぎとおいしいある快適な環境の確保
- 国際的協調による地球環境の保全

(2) 三重県環境基本計画

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくために、三重県環境基本条例に基づいて、平成 9 (1997) 年度に三重県環境基本計画を策定しました。

その後、地球温暖化問題など、私たちを取り巻く状況の変化に対応するために平成 16 (2004) 年 6 月に同計画を改定し、「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」、「人と自然が共にある環境の保全」、「やすらぎとおいしいある快適な環境の創造」、「自主・協働による環境保全活動の促進」の 4 つの基本目標に基づき、施策に取り組んできました。

この計画に掲げた目標については、その多くを達成することができましたが、地球温暖化の防止、水環境の保全及び化学物質対策など一部課題が残った部分もあります。

さらに、東日本大震災の発生などによるエネルギー問題や生物多様性の保全への対応など、新たな取組も求められています。

こうした社会や環境の状況の変化に対応するために、県は平成 24 (2012) 年 3 月に新しい三重県環境基本計画を策定しました。

この基本計画では、これまでの取組結果や本県

の状況を整理した上で、平成 24 (2012) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 10 年間を目標に、長期的な視点からめざすべき姿と基本目標を定めています。

また、この計画を着実に実施していくために、推進計画（アクションプラン）を策定し、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行うこととしています。

めざすべき姿

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

基本目標

- 基本目標Ⅰ 環境への負荷が少ない持続可能な社会
- 基本目標Ⅱ 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

表1-1 環境基本計画数値目標

基本目標	数値目標項目	目標項目の説明	単位	目標値 (2015年度)	現状値	
Ⅰ 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	1	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収を含む)	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(1990年度)比	%	2013年 +1.5以下	2008年度 +9.7
	2	廃棄物の最終処分量	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量	千t/年	2014年度 306	2010年度 360
	3	大気環境に係る環境基準の達成率	大気環境測定地点において二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の全てが環境基準を達成している地点の割合	%	100	2010年度 96.4
	4	河川・海域水域における環境基準の達成率	河川(BOD)および海域(COD)における環境基準を達成した水域の割合	%	95.7	2010年度 92.9
Ⅱ 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり	5	生物多様性の保全活動実施箇所	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計	箇所	74	2011年度 34
	6	自然とのふれあいの場の満足度	自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度	%	85	2010年度 80.1
	7	間伐実施面積(累計)	県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積	ha	36,000	—
	8	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数	件	34件	2010年度 29
	9	文化財情報アクセス件数	県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス数	件/月	17,000	2010年度 14,208

4 三重県の環境施策の方向

良好な環境を将来の世代に継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのあらゆる主体が、その活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくすることができる社会の仕組みが求められています。

そのため、県では、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、環境保全の大切さを理解して行動に結びつけていけるように、さまざまな主体による環境保全のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうる社会の実現をめざします。

取組の視点

- (1) ひとを育てる
- (2) 担い手となる主体を広げる
- (3) 環境経営を進める
- (4) 仕組みをよりの確に運用する
- (5) 技術・情報基盤をより充実する
- (6) 環境で貢献する

(1) 低炭素社会の構築

地球温暖化対策計画書制度による事業所の自主的な温室効果ガスの排出削減への取組を促進するほか、地球温暖化防止活動推進員等による県民向け普及啓発の推進、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減するエコドライブや次世代自動車の普及促進、再生可能エネルギーの普及促進を行います。さらに、大気中の二酸化炭素をより多く吸収・貯蔵する健全な森林づくりを積極的に行っていきます。

また、県民、事業者、行政等のさまざまな主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことにより、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現をめざすため、現在新たな条例のあり方について検討を進めています。

(2) 循環型社会の構築

ごみゼロ社会の実現に向けて、環境意識を高揚するための普及啓発や市町等と協働したごみの循環利用に関する取組を進めるとともに、災害時に備えた廃棄物処理体制の充実化を図ります。また、産業廃棄物の処理について、排出事業者責任を一層確保するため、電子マニフェストや優良産廃処理認定業者の利活用を進めるとともに、リサイクル認定製品の普及など再生利用に関する取組を進

めます。

さらに、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、初期段階での機動的な対応を進めるため、市町等との連携を図りつつ、引き続き監視・指導を徹底していくとともに、産業廃棄物の不適正処理事案等については、原因者に対して是正措置の履行指導を行い、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の状況に応じて、行政代執行による是正を進めるなど、地域住民の安全・安心の確保を図ります。

(3) 大気環境の保全

良好な大気環境を保全するため、工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理されるよう、事業者にはコンプライアンスの徹底を図ります。また、自動車NOx・PM法対策地域においては、平成32（2020）年度を目標年度とするNOx・PM総量削減計画の策定に向け、関係者による協議等を進め、関係機関と連携して実効性のある具体策を検討します。

(4) 水環境の保全

公共用水域等の水質改善のため、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。また、伊勢湾の水質改善については、伊勢湾水質総量規制に基づき工場等の排水のCOD、窒素、りんなどの総量削減など水質の保全・改善に向けた取組を進めます。

また、生活排水対策として、生活排水処理アクションプログラムに基づき、下水道、集落排水施設及び浄化槽等の施設整備を進めます。

さらに、伊勢湾の再生に向け、国を含めた関係自治体等で策定した「伊勢湾再生行動計画（平成18（2006）年度）」を着実に推進するため、さまざまな主体との連携のもと、伊勢湾流域圏での海岸漂着物等の清掃に係る統一行動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施などに取り組んでいくとともに、「伊勢湾再生推進会議」においてフォローアップしていきます。

(5) 生物多様性の保全および持続可能な利用

多様な自然環境を保全するため、三重県自然環境保全地域などの管理や、里地里山などの身近な自然を保全する県民による活動を支援します。また、「三重県レッドデータブック2005」で明ら

かになった希少野生動植物を保全するための普及啓発を行うとともに、特に保護が必要として県が指定した希少野生動植物の保全活動を専門家や県民、NPO等と連携・協働して行い、生物の多様性を確保する一方、鳥獣害対策として、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や狩猟の適正化を進めます。

(6) 自然とのふれあいの確保

県民が自然とふれあい、自然の仕組みや大切さを学ぶ場として、自然公園や自然遊歩道等の整備・維持管理を行っていきます。また、紀伊半島大水害などにより被災した施設については、計画的に復旧を進めていきます。

(7) 森林等の公益的機能の維持確保

平成24(2012)年3月に策定した「三重の森林づくり基本計画2012」に沿って、県民や事業者、森林所有者、行政などが互いに協働しながら森林づくりを進めます。また、地域内の連携や地域間の交流を活性化して、「企業の森」等、さまざまな主体による森林づくりを促進し、地域社会全体で支える森林づくりを進めていきます。

さらに、農地や中山間地、漁場等における公益的機能を維持していくため、高齢化等に対応した中山間地域直接支払制度を活用するとともに、藻場・干潟の保全・復元を推進するなど、取組を進めていきます。

(8) 良好な景観の形成

県民や市町による主体的な景観づくりを進めるため、三重県景観計画に基づく届出制度の適切な運用や公共事業などにあたっての地域の景観特性への配慮などを通して、良好な景観づくりを推進します。

また、農山漁村の景観保全のために、農地・水・環境保全向上対策等、さまざまな主体の参画による景観保全活動を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

(9) 歴史的・文化的環境の保全

市町等と協働して、国・県指定文化財など、豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源の保全と活用に取り組むとともに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、亀山市関宿の伝統的建築物群等の歴史的・文化的景観が次世代に承継されるよう、関係する県や市町等と協働して、保存に努め

ます。

また、県内の自然と歴史・文化の資産を保存し、活用するため、市町や大学等の関係機関をはじめ、地域のさまざまな主体等と連携協力して、新県立博物館の整備を進めます。